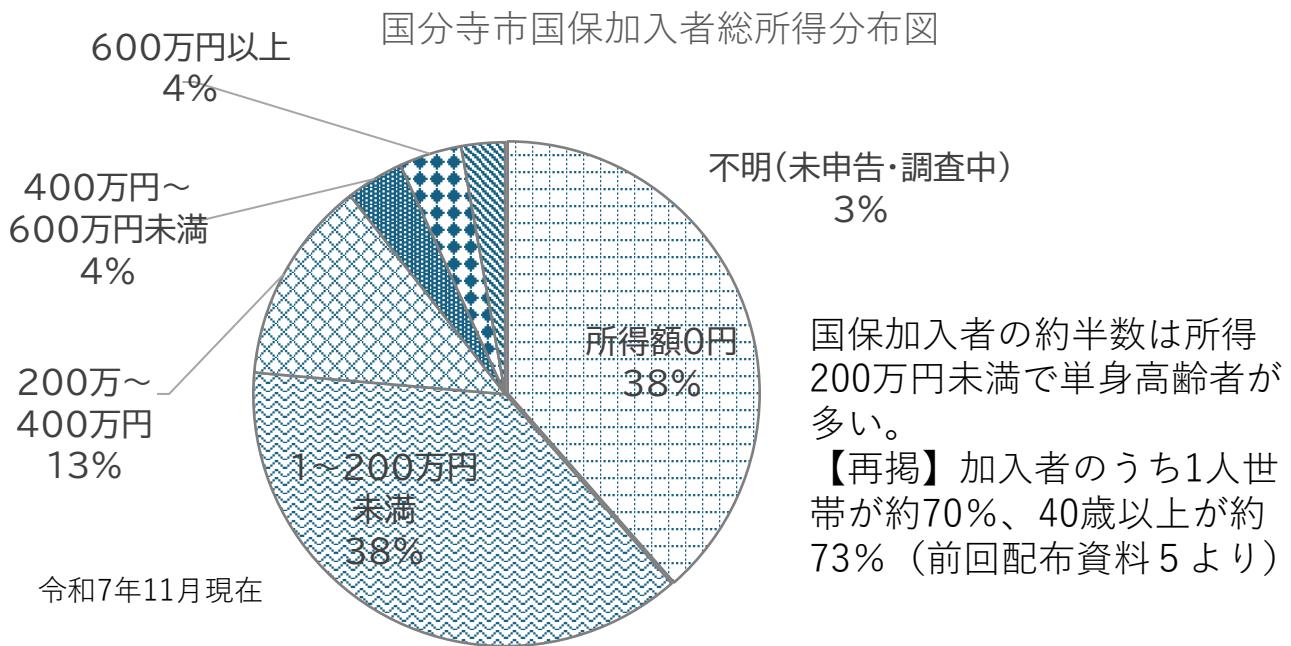


国民健康保険における低所得者支援と保険税率の考え方

標準保険税率達成に向けて徐々に税率改定を行うことの影響考察

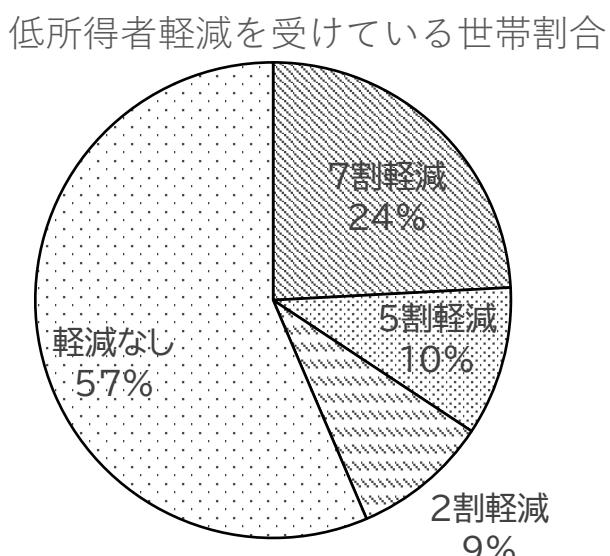
1. 国保加入者の所得構造と低所得者支援策

Q：低所得者層はどれくらい存在するか



A：約7割が所得200万円未満の低所得者層。

Q：低所得者層に対してはどのような軽減措置があるか



【1人世帯の場合の軽減対象所得】

- ・7割軽減：総所得55万円以下
- ・5割軽減：総所得83.5万円以下
- ・2割軽減：109万円以下

【モデル世帯試算】

国保加入者で最も多い所得0円、単身、40歳以上の方で算定

○令和7年度国分寺市国民健康保険税均等割のみ $60,000\text{円} \times 30\% = 18,000\text{円}$
これを8回の納期で割ると

1納期あたり約2,200円

A：軽減措置が恒常的に組み込まれており、半数が対象となっている。そのため標準保険税率に徐々に近づけても、影響は限定的。

2. 非自発的失業者への軽減措置

Q：失業により急に所得が前年より減少した場合への配慮措置はあるのか

A：倒産、解雇、雇止めなどで離職した場合には、
離職日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで、
前年の給与所得を30/100として保険税の賦課額が軽減される（最大2年間）。

	非自発的軽減あり	非自発的軽減なし
n年給与収入	2,000,000円	
n年給与所得	1,320,000円	
n+1年度国保保険税額	18,000円	157,900円
軽減内容	非自発軽減→低所得軽減 双方が対象となる	軽減なし

参考

【失業保険】いつでも就職できる能力がある場合等の条件

加入していた期間、離職理由等に応じて、受領できる期間が異なる。

自己都合：90～150日 特定理由：90～330日。

※計算例 離職前6か月間の平均月給20万円→賃金日額6,666円。

→基本失業手当：日額4,946円。

【傷病手当】療養のために仕事ができない等の条件

標準報酬日額の3分の2 支給開始した日から通算して最長1年6か月。

※計算例 離職前6か月間の平均月給20万円→標準報酬日額6,670円。

→傷病手当：日額4,447円。

3. 見えづらい加入者の様相

Q：国保加入者の生活実態は把握できるのか

（1）居所不明者

保険税の賦課決定通知が居所不明（住民票を異動せずに転居）により郵送で送付できない被保険者が、毎年度相当数存在する。

今年度10月末時点で209人→年間300～400人程度発生している。

（2）無申告世帯（全体の約2.3%）

無申告世帯（課税情報が市にない）に対しては、保険税を正しく算定するために、毎年度簡易な申告書を賦課前と賦課後の2回送付している。
※令和7年度当初賦課における未申告者（11月3日時点）474世帯

実態を把握するために、外国人を除く45世帯をランダム抽出して交渉記録や過去の課税情報などで状況を確認したところ、過年度分滞納世帯は1世帯のみ、世帯の生活状態が全く読み取れない世帯が7割であった。

所得0円＝無収入ではない。未申告＝生活困窮とは一概に言えない。

参考 考えられる未申告の理由

- 親族からの生活費援助（税法上は贈与。所得は0円）
- 過去の貯蓄の取り崩し（一時的に所得は0円）
- 失業保険・傷病手当受給（税法上非課税。所得は0円）
- 障害年金受給（税法上非課税。所得は0円）
- SNSでの個人販売、バイト代の手渡し、個人事業主扱いのサービス業に従事（売り上げが行政から見えづらい。記帳されない収入）
- 戸籍や住民票は別でも同一生計のパートナーがいる
- 交通事故の保険金、労災補償などの非課税所得受領

A：国保加入者の実態は多様で、表面的な所得状況だけでは生活状況を把握できない。したがって「国保加入者＝低所得者」として一律に市が赤字補填をするのではなく、他の医療保険加入者と同様に、その人に必要な個別支援の領域で支援を行うほうが合理的と考える國の方針は、合理的でないとは言えない。

4. 高齢者に対する配慮について

Q：高齢者＝経済的弱者として支援が必要か

○高齢者世帯の平均所得：約315万円

高齢者世帯以外の平均所得：約667万円

※令和5年度厚生労働省国民生活基礎調査より

→これだけをみると高齢者世帯のほうが所得が低いということになるが、高齢者世帯とは、高齢者のみの世帯のこと→世帯構成人数が同じではない統計。

○年金収入が年間450万円程度ある高齢者世帯の多くが貯蓄額が2,000万～3,000万円を超える層も多いとの統計（総務省「家計調査」2024年）。

→現役時代よりは所得が落ちていても、経済的弱者とは言えない。

参考

年金収入者は税制において優遇されている。例えば400万円の収入を…

【給与収入として受け取る場合】控除額124万円

【公的年金収入として受け取る場合（65歳以上）】控除額137万5千円

A：高齢者＝経済的弱者とは一律には言えない。ただし、生活困難な高齢者には個別支援が必要であり、「全世代型社会保障」はその両立を図る施策である。

Q：後期高齢者医療制度に移ると保険料は安くなるのか

A：計算方式が異なるため、国保と後期でどちらが保険料（税）が高いかは一律に言えないが、財政制度上は国保は収入の2割、後期は収入の1割を保険料（税）として徴収すること念頭において設計されている。

→後期のほうが保険料が低くなる傾向。

しかし国分寺市国保は保険税率を標準保険税率より低く設定しているため、同じ収入であれば、都道府県別統一保険料を採用している後期高齢者医療制度のほうが保険料が高くなるという逆転現象が生じている。

標準保険税率より低い設定は一時的に作用するものであり、多制度との整合性からも、標準保険税率への接近が自然。

参考

○年金収入200万円の単身世帯で、年齢を国保加入者は74歳、後期加入者は75歳とした場合

【国分寺市の計算例】

国保：76,300円（2割軽減） 後期：83,200円

【世田谷区の計算例】

国保：112,980（2割軽減） 後期：83,200円

【標準保険税率を達成している大阪市の計算例】

国保：129,737円（2割軽減） 後期：100,962円

※東京都の後期高齢者医療広域連合は、独自の軽減策を47都道府県で唯一実施しているため、大阪府より保険料が安い。

※いずれの自治体に対してもHP上で公表されている計算ツールを用いた。

5. 全国知事会・市長会の国に対する提言・要望

Q：国に対して国保財政に関しどのような提言・要望をしているのか

A：令和8年度予算編成において

市長会：国庫負担割合の引き上げ、低所得者層負担軽減策の強化、子ども均等割の全国一律の軽減制度強化、保険料水準統一により生じる急激な保険料（税）率の上昇抑制のための激変緩和措置実施

知事会：普通調整交付金制度の維持、保険者へのインセンティブ機能としての保険者努力支援制度の有効活用

→財源確保は国の責任で行うべき、標準保険税率への統一は否定しないが、無制限の引き上げは許容しないとの考えを読み取れる。

6. 給付中心型支援から自立・伴走型支援へ

Q：低所得者への支援策としては金銭給付や保険料軽減・免除以外ないのか。

A：国の経済的困難者への対応は、金銭支援に合わせて伴走支援策を実施するようになっている。困りごとに合わせて個別に支える方向性が打ち出されている。

例：家計相談、就労準備支援、重層的支援体制整備

→本市国保においても、生活困窮であるという相談を受けた際には、社会福祉協議会の各種相談事業や、包括的相談支援事業への連携を図り、各自の「困りごと」の背景に合わせた個別支援へつなげるようにしている。
相談事業につながれば、様々な支援策を紹介することができる。

7. 考察まとめ

- ◆ 低所得者層への配慮は国保制度内にすでに組み込まれており、税率改定が低所得者層へ与える影響はそれほど大きくない。
- ◆ 国保加入者の生活実態は見えづらく、一律に金銭的支援が必要な状況にあるかどうかは判断できない。
- ◆ 生活困難者への支援は個別事情に応じた支援で対応できる。
- ◆ **標準保険税率への漸進は制度間整合性の観点からも自然。**
- ◆ しかし青天井の引上げは全国自治体で許容するものではない。
- ◆ 必要なのは個々の自治体の負担増ではなく国の財源措置。
- ◆ 本市としても、**持続可能な国保財政を確保しつつ、必要な方には確実に支援が届く仕組みを整えていく**という立場である。

補足資料

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が以下のとおり改正される。

- ・現行：55万円 → 改正後：65万円。
- ・ただし、改正は給与収入が190万円以下の者に限定。
- ・190万円超の階層では控除計算式に変更なし。

市の国保加入者28,615名のうち、給与収入または専従者給与収入が0円を超える者は12,141名であり、本改正の影響を受ける可能性がある被保険者となる。

本改正により、給与収入190万円以下の低所得層の負担軽減が図られる一方で、試算上は市の国保財政には年間約4,600万円の減収が生じる。